

令和7年度 化学物質管理強調月間準備指導会

「どこにでもある化学物質・化学物質リスクアセスメントの実施について」

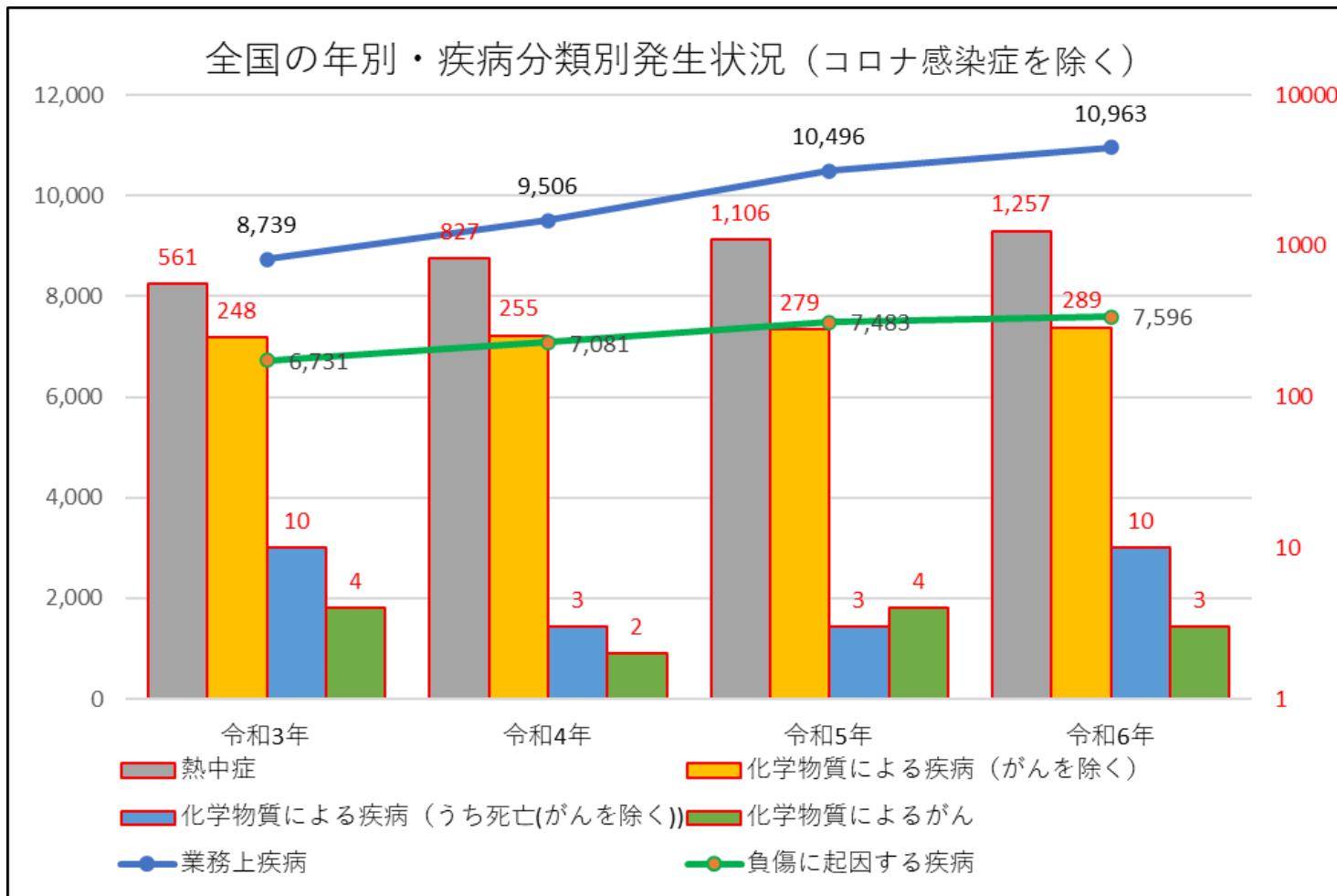
郡山労働基準監督署 安全衛生課
安全衛生課長 高橋貴大

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質管理強調月間

業務上疾病発生状況（休業4日以上の災害）

- 業務上疾病は10,000件以上件発生し、増加傾向を示している。
- うち令和6年は化学物質による災害が289件発生しているが、特化則等の規制対象外物質による災害が約8割を占めている。死亡災害も10件発生している。



化学物質管理強調月間

実施要綱 スローガン：「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」 令和8年2月1日から2月28日まで

趣 旨（抜粋）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼる。危険性や有害性が不明な物質が多い。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特化則等の特別規則による規制の対象外物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、ばく露上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充と、事業者がリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる リスクアセスメント対象物は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、対策を講ずべき事業場は、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、第5回国際化学物質管理会議採択において、多様な分野における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による製造から製品への使用等を経て廃棄までを通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、スローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

※政省令改正（令和6年4月1日に完全施行）は従来の「個別規制型」から「自律的な管理」への移行を促進するものです。

化学物質管理強調月間

実施要綱

実施事項

主唱者・協力連携者・協賛者

- 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

- 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催など

実施者

- 危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ✓ 日常の化学物質管理の総点検を行う。

- ✓ 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認

- ✓ リスクアセスメントの実施にあたって、**業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）**の活用

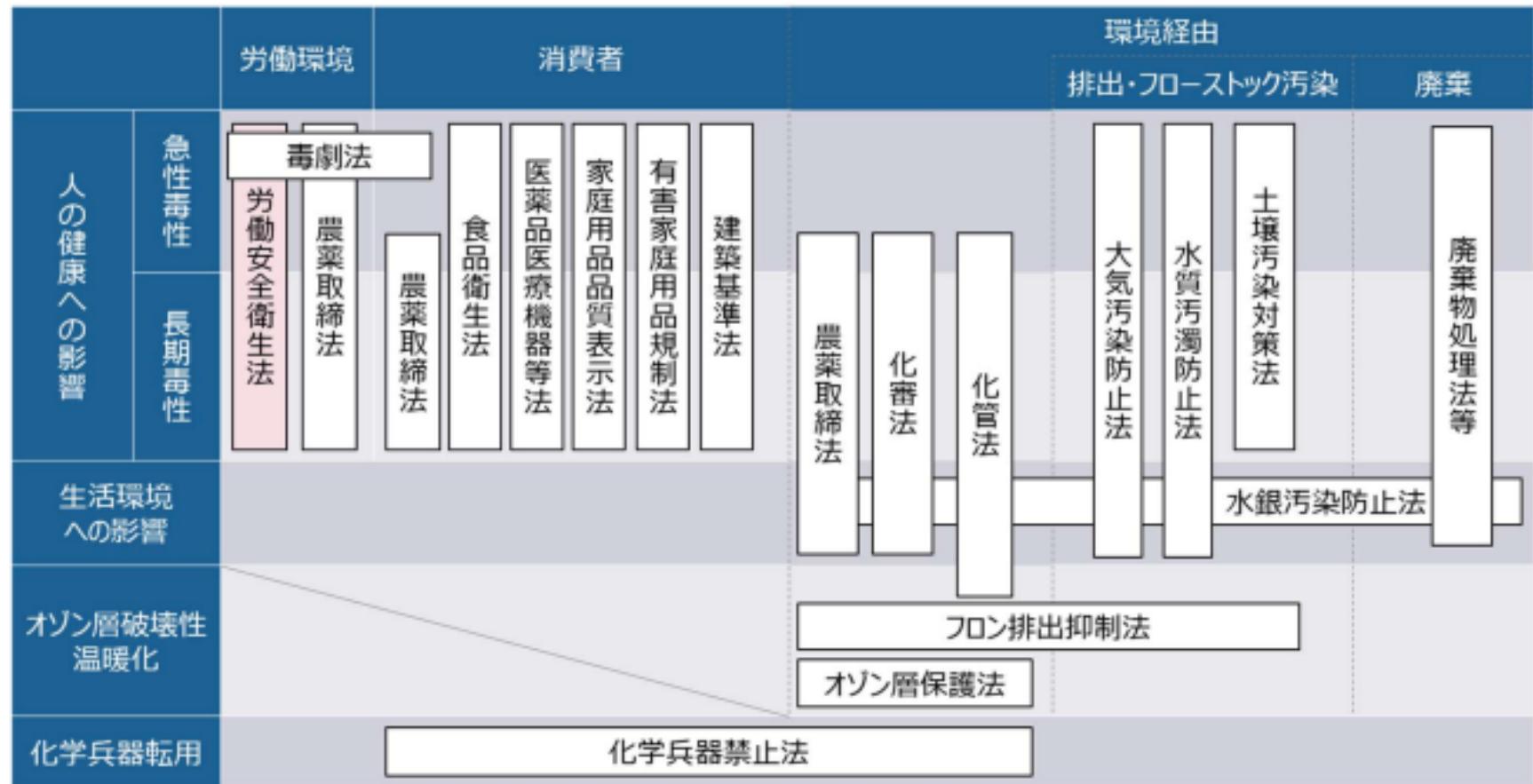
- ✓ 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知

- ✓ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

- ✓ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示など

化学物質管理強調月間

日本の化学物質に関する法令



- 日本の化学物質管理（健康障害対策）に関する法令は 1950 年代に始まった高度経済成長期に起きた多くの公害や職業病のような化学物質による健康影響の経験が生かされている。さらに現在では地球環境も含めた国際的な化学物質管理の動きも急で、これらに対応した法令も制定されている。

新たな化学物質管理

労働安全衛生法関係政省令改正（令和6年4月1日に完全施行）

労働安全衛生法関係政省令改正全体の概要政省令改正は従来の「個別規制型」から「自律的な管理」への移行を促進するものです。

- ① 危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、労働者がばく露される程度を最小限にすること
- ② 国が定める濃度基準がある物質は、労働者がばく露される程度が濃度基準以下であること
- ③ ①②を達成するための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、事業者がばく露防止のために講すべき措置を自ら選択の上、適切に実施すること
- ④ 皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又はこれを含有する製剤（皮膚等障害化学物質等）については、不浸透性の保護具を使用すること（特別規則対象外の物質）

化学物質管理者の選任と職務（管理）

- ・ 表示及び通知に関する事
- ・ リスクアセスメントの実施及び記録の保存
- ・ ばく露低減対策
- ・ 労働災害発生時の対応
- ・ 労働者の教育等に携わること

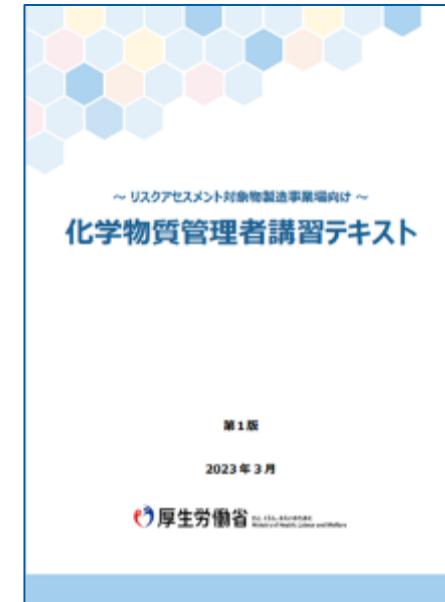
保護具着用管理責任者の選任と職務

- ・ 保護具の適正な選択に関する事。
- ・ 労働者の保護具の適正な使用に関する事。
- ・ 保護具の保守管理に関する事。

化学物質管理者

化学物質管理者の選任 通達：基発0531第9号 令和4年5月31日

- ・ 化学物質管理者は、リスクアセスメント等が義務付けられる危険性・有害性のある化学物質（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険性・有害性のある物質（リスクアセスメント対象物）を扱うすべての事業場（事業場の規模に拘わらず）で選任されなければならない。（ただし一般消費者の生活の用に供される製品のみを扱う事業場は象外。）
 - ・ 化学物質管理者は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとして位置づけられており、①表示及び通知に関する事項、②リスクアセスメントの実施及び記録の保存、③ばく露低減対策、④労働災害発生時の対応、④労働者の教育等に携わる。
- 安衛則第12条の5第1項
リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。
- 安衛則第12条の5第5項
事業者は化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知しなければならない。
- 安衛則第12条の5第4項
事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、職務をなしうる権限を与えなければならない。
- 安衛則第12条の5第3項
化学物質管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者等のうちから選任しなければならない。



化学物質管理者

化学物質管理者の選任要件 安衛則第12条の5第1項

- 化学物質管理者の選任要件は「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者」であり、事業者の裁量による。ただし、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、化学物質管理者に選任されるものは厚生労働大臣が示す（安衛則第12条の5第3項第2号のイ）専門的講習修了した者。
- ※ 又はこれと同等以上の能力を有する者（①本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者、②法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者、③専門家告示(安衛則等)及び専門家告示(粉じん則)で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者）。
- 化学物質管理者を複数人選任し、職務を分担することもできる。その場合には、職務に抜け落ちが発生しないよう、職務を分担する化学物質管理者や実務を担う者との間で十分な連携を図る必要がある。

表 1.1 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造事業場）

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	1時間
【実習】化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	3時間

表 1.3 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造事業場以外）

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1時間30分
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2時間
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1時間30分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30分

化学物質管理者

化学物質管理者の職務

- 化学物質管理者の職務は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項の管理を担当することである。職務には、大きく分けて以下の2つがある
 - 自社製品の譲渡・提供先への危険有害性の情報伝達に関する職務
 - 自社の労働者の安全衛生確保に関する職務
- ① ラベル表示及び安全データシート（SDS）交付に関すること（製造、譲渡）
- 事業者はリスクアセスメント対象物を含む製品をGHSに従って分類しラベル表示及びSDSを交付する。
 - 化学物質管理者はその作業を管理する。
 - 化学物質管理者のGHS分類の知識・経験が乏しければ内部の担当者または外部の事業者に委託する等により実施することでもよい。
- ② リスクアセスメントの実施に関すること
- 事業者はリスクアセスメントを実施する。
 - 化学物質管理者は、リスクアセスメントを実施すべき物質の確認、取扱い作業場の状況確認（当該物質の取扱量、作業者数、作業方法、作業場の状況等）、リスクアセスメント手法（測定、推定、業界・作業別リスクアセスメント・マニュアルの参照など）の決定及び評価、労働者へのリスクアセスメントの実施及びその結果の周知等を行わなければならない。
 - リスクアセスメントの技術的な部分については、内部又は外部専門家・機関等を活用し、相談・助言・指導を受けてもよい。

化学物質管理者

化学物質管理者の職務

- ③ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること
 - ・ 事業者は、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置を実施する。
 - ・ 化学物質管理者は、ばく露防止措置（代替物の使用、装置等の密閉化、局所排気装置又は全体換気装置の設置、作業方法の改善、保護具の使用など）の選択及び実施について管理する。
 - ・ リスクアセスメントの結果、作業場あるいは作業について改善が必要と判断された場合には、当該物質の労働者へのばく露を最小限度にするための措置を講じなければならない。また、すべての労働者のばく露が、濃度基準値以下となるような措置を取らなければならない。工学的な対策等が直ちにできない場合には、個人用保護具の着用が必要になる。
- ④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
 - ・ 化学物質管理者は、実際にリスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合に適切に対応しなければならない。実際に労働災害が発生した場合の対応、労働災害が発生した場合を想定した応急措置等の訓練の内容及び計画を定めることを管理する。
 - ・ 避難経路確保、救急措置及び担当者の手配、危険有害物の除去及び除染作業、連絡網の整備、搬送先病院との連携、労働基準監督署長による指示が出された場合などを手作業手順化し、化学物質管理者及び他の担当者の職務分担を明確にする。またマニュアル化した内容について、適切に訓練を行うことが望ましい。
- ⑤ リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
 - ・ **前事項の事項等を記録し保存する。**また、リスクアセスメント結果の労働者への周知を管理する。

化学物質管理者

化学物質管理者の職務

⑦ 労働者への周知、教育に関するここと

- ①～④を実施するにあたっての労働者に対する必要な教育（雇入れ時教育を含む）の実施における計画の策定や教育効果の確認等を管理する。
- 教育の実施においては、外部の教育機関等を活用することもできる。

表 1.4 化学物質管理者が行う記録・保存のための様式（例）（安衛則第 12 条の 5）

① 事業場名：	② 業種：	③ 代表者名：				
④ 化学物質管理者名：	⑤ 記録作成日：					
⑥ 事業場で作成・交付しなければならないラベル表示・SDS の数： (法第 57 条の 2) ※本社等で一括して作成している場合を除く						
⑦ リスクアセスメント対象物数： (義務対象物質数：) (法第 57 条の 3、法第 28 条の 2)						
⑧ リスクアセスメント対象物について収集した SDS の数：						
⑨ リスクの見積りの方法及び適用場所数又は対象者数：						
作業環境測定：	ばく露測定：	列江イソシブル：	マニュアル準備：	その他：		
⑩ リスクの見積りの結果に基づき対策が求められた作業場所又は労働者の数：						
作業場所：	労働者数：					
⑪ リスクの見積りの結果に基づきばく露低減のために検討した対策の種類及びその数：						
代替物：	密閉化：	換気・排気装置：	作業改善：	保護具：	その他：	
⑫ リスクの見積りの結果に基づき爆発・火災防止のために検討した対策の種類及びその数：						
代替物：	密閉化：	換気・排気装置：	着火源除去：	作業改善：	保護具：	その他：
⑬ リスクの見積りの結果に基づき実施した対策の種類及びその数：						
代替物：	密閉化：	換気・排気装置：	着火源除去：	作業改善：	保護具：	その他：
⑭ 皮膚障害等化学物質への直接接触の防止： 対象物質数： 対象労働者数： (安衛則第 594 条の 2)						
⑮ 濃度基準値を超えたばく露を受けた労働者の有無： 有り（人数： ） 無し (安衛則第 577 条の 2)						
取られた対策（措置）の種類：						
⑯ 労働者に対する取り扱い物質の危険性・有害性等の周知：						
実施日： 人数：	実施日： 人数：	実施日： 人数：				
⑰ リスクアセスメントの方法、結果、対策等に関する労働者の教育：						
実施日： 人数：	実施日： 人数：	実施日： 人数：				
⑱ 労働災害発生時対応マニュアルの有無： 有り 無し						
⑲ 労働災害発生時対応を想定した訓練の実施： 有り 無し						
⑳ 労災発生時等の労働基準監督署長による指示の有無： 有り（回数： ） 無し (安衛則第 34 条の 2 の 10)						

化学物質管理者

化学物質管理者の職務



- 1 製品の容器や包装のラベル表示を確認しましょう。
絵表示（GHSマーク）から、どんな危険有害性があるのかわかります。
- 2 ラベルに絵表示があったら、SDS（安全データシート）を確認しましょう。
手元にSDSがなければ納入元・メーカーから取り寄せます。
- 3 SDSで把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行いましょう。
- 4 リスクの高さに応じた対策（リスク低減対策）を講じましょう。
リスクに応じて換気や保護具着用を実行します。
リスクアセスメントの結果やリスク低減対策を労働者に周知します。
- 5 労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行いましょう。

化学物質管理者は実施状況を管理します。

化学品の分類および表示に関する世界調和システム GHS

ラベルG H S 表示



化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

<危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	【ガスボンベ】 	高圧ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分 1 ~ 3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

ラベル表示に記載されている事項

- (1) 名称
- (2) 成分
- (3) 注意喚起語
- (4) 人体に及ぼす作用ならびに安定性及び反応性
- (5) 貯蔵又は取り扱い上の注意
- (6) 絵表示
- (7) 表示をする者の氏名、住所及び電話番号

化学品の分類および表示に関する世界調和システム GHS

ラベルG H S 表示

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性		爆発物: 大量爆発危険性 爆発物: 火災、爆風又は飛散危険性熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
		極めて可燃性の高いガス・エアゾール引火性の高い液体および蒸気可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
		発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
		高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス: 液化又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
		金属腐食のおそれ 重篤な皮膚の薬害 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
		飲み込む、吸収する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。瓶詰して保管すること。
健康有害性		誕生性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ吸收入るとアレルギー、喘息、呼吸困難を起こすおそれ 臟器の障害	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。
		飲み込む、吸収する又は皮膚に接触すると有害強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は細気やめまいのおそれ オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。保護具を着用すること。 回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。
環境有害性		水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

ラベル表示に記載されている事項

- (1) 名称
- (2) 成分
- (3) 注意喚起語
- (4) 人体に及ぼす作用ならびに安定性及び反応性
- (5) 貯蔵又は取り扱い上の注意
- (6) 絵表示
- (7) 表示をする者の氏名、住所及び電話番号

「注意喚起語」は化学品の危険有害性の重大性を表します。「危険」と「警告」の2種類が設定されており、「危険」の方が重大な危険有害性があることを表します。

化学品の分類および表示に関する世界調和システム GHS

ラベルの記載 出展：Amazon 花王漂白剤



化学品の分類および表示に関する世界調和システム GHS

ラベルの記載 出展：Amazon 花王漂白剤



化学品の分類および表示に関する世界調和システム GHS

ちなみに

以下の化学物質は別の物質です。

- 次亜塩素酸水溶液
 - 次亜塩素酸水溶液は酸性の電解水で、有効成分である次亜塩素酸を高い割合で含むため低濃度で使用できるメリットがあります。
 - その為、毒性も低くなり、手指の消毒にも有効です。衣類の消臭やペット用品のケアなど広い用途で使用できます。新型コロナウイルス対策にも有効です。
 - ただし弱酸性、中性、強酸性など様々な種類がありますのでそれらの特徴をよく確認しあ使いいただくようにして下さい。
- 次亜塩素酸ナトリウム
 - 次亜塩素酸ナトリウムは昔からある塩素系漂白・消毒剤です。使用方法は、原液を用途に合わせて希釀しあ使いいただくのですが原液の濃度が高く、またアルカリ成分も含んでいるため手袋やマスクが必要になります。有効成分も時間の経過とともに減少する為保管方法や温度管理が必要になります。
 - 用途としては、様々な消毒作業（汚物洗浄、器具消毒など）がメインとなり人や動物などに直接使うことはできません。
 - 酸性洗浄剤などと混ぜると危険な塩素ガスが発生しますので取扱いには注意が必要になります。

保護具着用管理責任者

【R6.4.1】

リスク低減措置として保護具を使用させる場合、保護具着用管理責任者を選任する

●保護具着用管理責任者は、次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者から選任してください

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
(有機・鉛・特化及び四アルキル作業主任者)
- ・安全衛生推進者に係る講習の修了者等

●選任報告は不要ですが、選任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示等しなければなりません

●保護具着用管理責任者は、その事業場が有期か否かにかかわらず、選任が必要です。

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者

【R6.4.1】

皮膚等の健康障害を引き起こしうる化学物質等を製造・使用する場合、障害等防止用保護具を使用させる（SDS等対象物に限らず）

①「皮膚等障害のおそれがあることが明らかな物質」は保護具着用義務

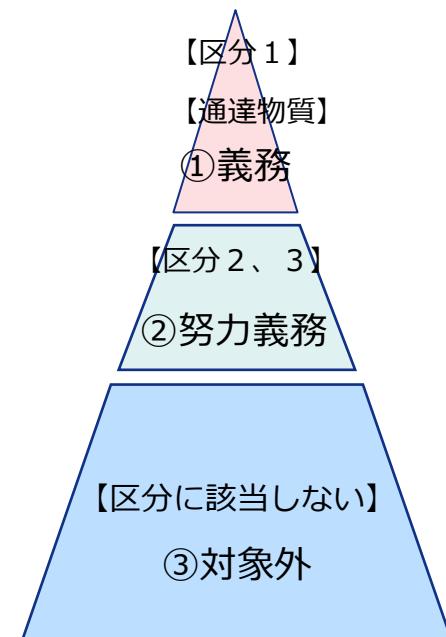
- GHS、SDSの「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・刺激性」、「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類
- 厚生労働省通達で示す物質

②「皮膚等障害のおそれが無いことが明らかではない物質」は保護具着用努力義務

- 上記①、②以外の物質（SDSの「皮膚腐食性・刺激性」等で区分2・3の物質等）

③「皮膚等障害のおそれが無いことが明らかな物質」は対象外

- GHS、SDSの「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・刺激性」、「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、他の経皮による健康有害性の記載が無い物質



分類	対応
① <u>健康障害を起こすおそれのあることが明らかな化 学物質等（皮膚等障害化学物質等）を製造 し、又は取り扱う業務に従事する労働者</u>	不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用の義務
② <u>健康障害を起こすおそれがないことが明らかなも の以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従 事する労働者（①の労働者を除く）</u>	保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用の努力義務
③ <u>健康障害を起こすおそれがないことが明らかなも の</u>	皮膚障害等防止用保護具の着用は不要

保護具着用管理責任者

保護具着用義務

皮膚への影響がある皮膚刺激性有害物質

- 国が公表する GHS 分類の結果及び譲渡提供者より提供された SDS 等に記載された有害性情報のうち、「皮膚腐食性・刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されている場合は、保護手袋等を着用しなければならない。

有害性項目	区分
皮膚腐食性・刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分 2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分 1B

化学品の皮膚接触によってアレルギー反応を引き起こす性質
→保護手袋等を着用しなければ
ならない

眼への影響がある皮膚刺激性有害物質

- 国が公表する GHS 分類の結果及び譲渡提供者より提供された SDS 等に記載された有害性情報のうち、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」で区分 1 に分類されている場合は、保護眼鏡等を着用しなければならない。

有害性項目	区分
皮膚腐食性・刺激性	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない

→保護眼鏡等を着用しなければ
ならない

眼の表面に対する化学品のばく露に伴う眼の組織損傷の発生又は重篤な視力低下で、ばく露から 21 日以内に完全には治癒しないものを発生させる性質。

保護具着用管理責任者

皮膚等障害化学物質

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について 基発0704第1号 令和5年7月4日

- 皮膚等障害化学物質とは、2024年の4月に施行された改正労働安全衛生法に示される物質で、「皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質」と定義されます。
- 皮膚等障害化学物質には、「皮膚刺激性有害物質」と「皮膚吸収性有害物質」の二つが存在します。以下、それぞれについて解説します。
- 皮膚吸収性有害物質
 - ✓ 定義で「皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいう。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。」とされています。
 - ✓ 皮膚吸収性有害物質には定量的な指標は存在せず、「皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質」と定義されています。
 - ✓ 皮膚刺激性化学物質と同様、労働安全衛生法の特別規則で皮膚や眼に対する刺激性のため保護具の着用が義務付けられている物質については、着用義務が重複するため皮膚吸収性有害物質には該当しないこととされます。現在320の物質が皮膚吸収性有害物質に該当しています。

皮膚吸収性有害物質一覧を参照

化学物質のリスクアセスメント等

リスクアセスメント対象物質の把握方法例

- ①検索サイトで「労働安全衛生総合研究所 化学物質情報
管理研究センター」を検索

The screenshot shows the JOSH homepage with a red arrow pointing to the 'Chemical Substance Information Management Research Center' section. This section features a large banner with the text '化学物質の管理が変わります' (The management of chemical substances will change) and '化学物質への適応と自発的な管理を基本とする仕組みへと大きく変化する」と (It will change significantly to a system based on adaptation to chemical substances and spontaneous management). The banner also includes the word 'Click!'.

- ② 「よむCLICK!」をクリックし、下にスクロールする

- ③ 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト」をクリックすると対象物リストが表示される

- ①検索サイトで「厚生労働省 化学物質 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」を検索

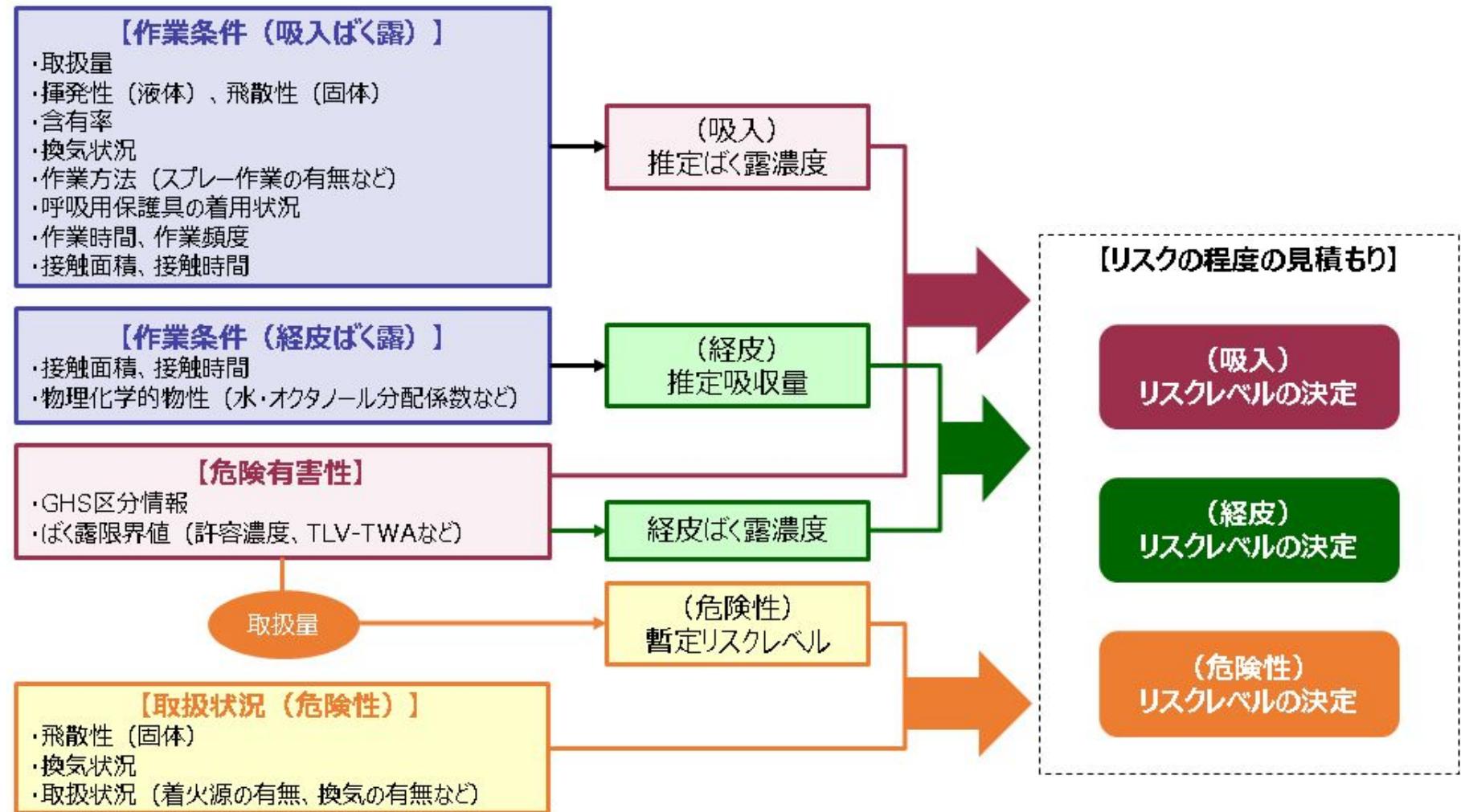
The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省) in Japanese. The main title is '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare). Below it, there are several sections: '厚生労働省の組織と運営' (Organization and Operation of the Ministry), '厚生労働省の主な政策' (Main Policies of the Ministry), '厚生労働省の主な課題' (Major Issues of the Ministry), and '厚生労働省の主な取り組み' (Main Activities of the Ministry). A large blue button labeled '厚生労働省の主な取り組み' is prominent. At the bottom, there is a diagram titled '労働安全衛生法改正案の概要' (Summary of the Revision Bill for the Labor Safety and Health Law) which includes a pyramid diagram illustrating the three pillars of labor safety and health.

- ②下にスクロールして「対象物質の一覧」の各リストをクリックする

- ラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト
 - 労働安全衛生規則第577条の2…（がん原性リスト）
 - 労働安全衛生規則第577条の2第2項…（濃度基準）
 - 皮膚等障害化学物質…（保護具着用リスト）

化学物質のリスクアセスメント等

化学物質のリスクアセスメントの体系



化学物質のリスクアセスメント等

リスクアセスメント対象物質について 安衛則34条の2の7

以下の①、②の両方に該当する化学物質（天然物由来か否かを問わず）を使用する場合には、リスクアセスメントを実施しなければなりません。（対象外の化学物質においてもリスクアセスメントを実施することが望ましいです）

- ①SDS交付対象物質 ⇒ 674物質から約2900物質へ改正 それ以外の物質も努力義務
②「一般消費者の生活の用に供される製品」ではないもの

※ホームセンターやスーパーで販売されている物であっても、「業務用洗剤等」のように業務に使用することが想定されている製品はリスクアセスメントの対象となります。



【一般消費者の生活の用に供される製品の例（リスクアセスメント対象外物質）】

- 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品（製造段階は除く）
- 農薬取締法に定められている農薬（製造段階は除く）
- 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- 一般消費者のもとに提供される段階の食品
- 家庭用品品質表示法に基づく表示がされている製品 など

リスクアセスメントの実施について

- インターネットサイト「職場のあんぜんサイト」で、化学物質のリスクアセスメント支援ツールを公開していますので活用してください。



化学物質のリスクアセスメント等

リスクアセスメント手法

①SDSを用い、GHS分類などを参考して有害性のレベルを区分する

有害性のレベル	G H S 分類における健康有害性クラスと区分
A	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚刺激性 区分 2 ・眼刺激性 区分 2 ・吸引性呼吸器有害性 区分 1 ・その他のグループに分類されない粉体、蒸気
B	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 4 ・特定標的臓器（単回ばく露） 区分 2
C	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 3 ・皮膚腐食性 区分 1 ・眼刺激性 区分 1 ・皮膚感作性 区分 1 ・特定標的臓器（単回ばく露） 区分 1 ・特定標的臓器（反復ばく露） 区分 2
D	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分 1, 2 ・発がん性 区分 2 ・特定標的臓器（反復ばく露） 区分 1 ・生殖毒性 区分 1, 2
E	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖細胞変異原性 区分 1, 2 ・発がん性 区分 1 ・呼吸器感作性 区分 1

$$\text{作業環境レベル} = (\text{取扱量}) + (\text{揮発性・飛散性}) - (\text{換気})$$

取扱量	揮発性・飛散性	換 気
多量： 3	高： 3	遠隔操作・完全密閉： 4
中量： 2	中： 2	局所排気： 3
少量： 1	低： 1	全体換気・屋外作業： 2
		換気なし： 1

②作業環境レベルと作業時間などから、ばく露レベルを推定する。
(作業レベルは左のような式で算出)

年間作業時間	ばく露レベル				
	5以上	4	3	2	1以下
400時間超過	V	V	IV	IV	III
100～400時間	V	IV	IV	III	II
25～100時間	IV	IV	III	III	II
10～25時間	IV	III	III	II	II
10時間未満	III	II	II	II	I

③有害性のレベルとばく露レベルからリスクを見積る。

有害性のレベル	ばく露レベル				
	V	IV	III	II	I
E	5	5	4	4	3
D	5	4	4	3	2
C	4	4	3	3	2
B	4	3	3	2	2
A	3	2	2	2	1

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル（数理モデル）

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xlsm

リスクアセスメントシート

CREATE-SIMPLE ver 3.0

- サービス満足度が高い現場に向けた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

- 説明 -

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価することです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。
- SDSを読み込むことで対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力して下さい。

No. 2
属性日 2024/7/3
実施者

結果呼出 入力内容クリア

[STEP 1] 対象製品の基本情報を入力しましょう。

製品DBから入力

タイトル						
実施場所						
製品ID等						
製品名等						
作業内容等						
備考						

リスクアセスメント列車 吸入 経皮吸収 危険性（爆発・火災等） 液体 粉体 気体 成分数 1

[STEP 2] 取扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索	物質一覧から選択	CAS RN一括入力	1	編集	▼詳細表示
No.	CAS RN	物質名	含有率 (wt%)		
1					

[STEP 3] 以下の作業内容に関する質問に答えましょう。

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。

保存

三 トップ リスクアセスメントシート 実施レポート 結果一覧 製品DB SubstanceList SelectList TranslationTable

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xlsx - Excel

● CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。

● SDSを確認して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力してください。

【STEP 1】対象製品の基本情報を入力しましょう。

タイトル	塗装作業
実施場所	屋外建設現場
製品ID等	
製品名等	シンナー
作業内容等	塗装作業
備考	

リスクアセスメント対象 吸入 経皮吸収 危険性（爆発・火災） 性状 液体 粉体 气体 成分数 2

【STEP 2】取り扱い物質に関する情報を入力してください。

CAS RNで検索	物質一覧から選択	CAS RN一括入力	1	編集	▲表示
No	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]		
1	108-88-3	トルエン			

GHS分類	ばく露限界値	物理化学的性状	揮発性／溶解性	備考
引火性液体：区分2 急性毒性（吸入：高）：区分4 皮膚腐食性／刺激性：区分2 頭に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分2B 生殖毒性：区分1A 特定標的臓器毒性（单因致死）：区分1 特定標的臓器毒性（反復暴露）：区分1 喉嚨有害性：区分1	日本産業衛生学会 許容濃度: 50 ppm ACGIH TLV-TWA: 20 ppm DFG MAK: 50 ppm DFG Peak lim: 100 ppm	性状: 液体 分子量: 92.14 沸点: 110.6 °C オクタノール／水分配係数: 2.73 引火点: 4.4 °C 水溶度: 526 mg/L 蒸気圧: 28.4 mmHg	中揮発性（沸点: 50°C以上～150°C未満）	皮膚等腐蝕化学物質

No	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]		
1	108-88-3	トルエン			

● リスクアセスメントシート 実施レポート 結果一覧 製品DB

最終完了

27

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xlsx - Excel

ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 テンポ オート 実行したい作業を入力してください... サインイン 共有

貼り付け フォント 配置 物密度 条件付き テーブルとして セルの書式 セル範囲 挿入 削除 セルスタイル 並べ替える 検索と選択 フィルター 選択

C90 A B C D E F G H I J K L M N O

【STEP 3】以下の作業内容に関する質問に答えましょう。 保存

Q1 製品の取扱量はどのくらいですか。

Q2 大量 (1kL以上)
中量 (1L以上～1000L未満)
少量 (100mL以上～1000mL未満)
微量 (10mL以上～100mL未満)
痕跡量 (10mL未満)

Q3

Q4 作業場の換気状況はどのくらいですか。

Q5 1日あたりの化学物質の作業時間 (ぼく塗時間) はどのくらいですか。

Q6 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか。

Q7 作業内容のぼく塗濃度の変動の大きさはどのくらいですか。

Q8 化学物質が皮膚に接触する面積はどれくらいですか。

Q9 取り扱う化学物質に適した手袋を着用していますか。

Q10 手袋の適正な使用方法に関する教育は行っていますか。

Q11 化学物質の取扱温度はどのくらいですか。

Q12 着火源を取り除く対策は講じていますか。

Q13 爆発性毒害性形成防止対策を実施していますか。

リスクアセスメントシート 実施レポート 結果一覧 製品DB

28

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xlsm - Excel

ホーム挿入ページレイアウト数式データ校閲表示実行したい作業を入力して[決定]...

Q15 取扱物質が空気又は水に接触する可能性がありますか。

Q16 いいえ

Q17 いいえ

Q18 いいえ

Q19 備考(任意)

STEP 4 リスクの判定

リスクを判定 実施レポートに出力

	ばく露限界値(管理目標濃度)			推定ばく露濃度			リスクレベル					
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)	
1	50-00-0	ホルムアルデヒド					IV	IV	IV	N	III	
2	50-00-0	ホルムアルデヒド					IV	IV	IV	IV	III	

判定結果

有害性

リスクアセスメントのための対応策を実施するが、リスクを下げる対策を実施を実施しましょう。
不燃性の化学防護手袋を着用しましょう。

危険性
(爆発・火災等)

引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、発炎性毒害気の形成防止対策を徹底しましょう。
圧力に応じて法令(高圧ガス保安法、安全衛生規則)、ボイラーなど)を参照のうえ対応しましょう。
引火するおそれがあるため、着火源の除去、発炎性毒害気の形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。

リスクアセスメントシート 実施レポート 結果一覧 製品DB

29

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xlsx - Excel

ホーム挿入ページレイアウト数式データ検索表示 実行した計算を入力してください。

貼り付け フォント 配置 総合

条件付きテーブルとしてセルの書式。書式設定。スタイル セル

リリンク 共有

No	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]
1	50-00-0	ホルムアルデヒド	30
2	50-00-0	ホルムアルデヒド	50

リスク低減対策の検討

※リスク低減対策の検討Q1～Q15の選択肢を変更し、【高座リスクを削除】をクリックすることによって、リスク低減対策後の状況が表示されます。

リスクの再判定

設問	現状	対策後	リスク低減対策の検討
Q1. 取扱量	少量 (100mL以上～1000mL未満)	微量 (10mL以上～100mL未満)	微量 (10mL以上～100mL未満)
Q2. スプレー作業の有無	いいえ	いいえ	いいえ
Q3. 液槽容積1m2超	いいえ	いいえ	いいえ
Q4. 換気システム	換気レベルA (特に換気のない部屋)	換気レベルC (工場的な全体換気、屋外作業)	換気レベルC (工場内の全体換気、屋外作業)
Q5. 制御閥達の確認		制御閥達を確認している	制御閥達を確認している
Q6. 作業時間	2時間以上～3時間以下	1時間超～2時間以下	1時間超～2時間以下
Q7. 作業頻度	4日／週	3日／週	週1回以上 3 日／週
Q8. 周囲環境の変動の大きさ	はく露濃度の変動が小さい作業	はく露濃度の変動が小さい作業	はく露濃度の変動が小さい作業
Q9. 手袋用具の適具		電動ファン付手袋用保護具 (半指形指体)	電動ファン付手袋用保護具 (半指形指体)
Q10. フィットテ스트の方法		簡易法 (シールチェック)	簡易法 (シールチェック)
Q11. 接触箇所	両手の手のひらに付着	大きなコインのサイズ、小さな液体	大きなコインのサイズ、小さな液体
Q12. 化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している	耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している
Q13. 保護具の教育	教育や訓練を行っていない	十分な教育や訓練を行っている	十分な教育や訓練を行っている
Q14. 取扱温度	室温以上	室温	室温
Q15. 着火源の対策	はい	はい	はい
Q16. 慢性性鼻炎風疹形風止	はい	はい	はい
Q17. 有機物、金属の吸引	いいえ	いいえ	いいえ
Q18. 空気、水との接触	いいえ	いいえ	いいえ

備考 (任意)

実績レポート 結果一覧 製品DB

100%

化学物質のリスクアセスメント等

クリエイトシンプル

CREATE-SIMPLE_ver3.0.3.xls - Excel

ホーム 布入 ページレイアウト 形式 データ挿入 表示 サインイン 共有

貼り付け クリップボード フォント 配置 密度 色密度 数値 スタイル セル

Q 実行したい作業を入力してください...

Q8 引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、爆発性毒ガスの形成防止対策を徹底しましょう。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
48	Q7. ばく露の変動の大ささ	ばく露量の変動が大きい作業												
49	[オプション]呼吸用保護具						電動ファン付き呼吸用保護具(半面形固体)							
50	フィットテストの方法						簡易法(シールチェック)							
51	Q8. 接触面積	両手の手のひらに付着					大きなコインのサイズ、小さな液体							
52	Q9. 化学防護手袋	吸収物質に関する情報のない手袋を使用している					耐透過性・耐浸透性の手袋の着用している							
53	Q10. 保護具の教育	教育や訓練を行っていない					十分な教育や訓練を行っている							
54	Q11. 断熱温度	至適以上					至適							
55	Q12. 着火源の対策	はい					はい							
56	Q13. 爆発性毒ガス形成防止	はい					はい							
57	Q14. 有機物、金属の取扱い	いいえ					いいえ							
58	Q15. 空気、水との接觸	いいえ					いいえ							
60	備考 (任意)													
61														
63	リスクの再判定結果													
65	ばく露限界値(管理目標濃度)				推定実測濃度				リスクレベル					
66	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)			
67	1 50-00-0 ホルムアルデヒド	リスクレベルS												
68	現状 0.1 ppm	0.2 ppm	0.9207 mg/day	20~200 ppm	800 ppm	4600 mg/day	IV	IV	IV	IV	II			
69	対策後 0.1 ppm	0.2 ppm	0.9207 mg/day	0.015~0.15 ppm	0.6 ppm	3.19 mg/day	III	II	II	III	II			
70	2 50-00-0 ホルムアルデヒド	リスクレベルS												
71	現状 0.1 ppm	0.2 ppm	0.9207 mg/day	20~200 ppm	800 ppm	4600 mg/day	IV	IV	IV	IV	II			
72	対策後 0.1 ppm	0.2 ppm	0.9207 mg/day	0.015~0.15 ppm	0.6 ppm	3.19 mg/day	III	II	II	III	II			
97	有害性	リスクアセスメントのための測定等を実施するか、リスクを下げる対策を実施を実施しましょう。 不透過性・耐浸透性の手袋の着用しましょう。												
98		Q:少しでも予めある立派、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、溶融性毒ガスの形成防止対策を徹底しましょう。												
	トップ	リスクアセスメントシート	実施レポート	結果一覧	製品DB									
	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲